

福祉教育教材貸出・講師等派遣実施要領

社会福祉法人須坂市社会福祉協議会

1. 目的

この要領は、須坂市社会福祉協議会(以下「本会」)が所有する福祉教材の貸出し、本会職員の派遣、社会福祉関係者の斡旋することによって、社会福祉に関する知識や理解を広め、もって福祉の向上に資することを目的とする。

2. 福祉教材について

(1) 貸出方法

- 教材の借受者は、「福祉教育教材借用・講師等派遣申請書」(様式第1号)を本会に提出する。

(2) 貸出しに伴う経費

- 本会の教材についての使用料は無料とする。
- 教材の使用に伴う消耗品は、借受者が用意する。
- 教材の輸送に要する経費は、借受者の負担とする。

(3) 貸出しに伴う条件

- 教材の借受者は、教材を使用した後、速やかに「福祉教育教材・講師等派遣結果報告書」(様式第2号)を本会に提出すること。
- 貸出しを受けた教材は、清掃、現状復帰のうえ返却すること。
- 貸出しを受けた教材は、他の者に貸与しないこと。
- 貸出しを受けた教材を著しく損傷もしくは紛失した場合は、その実費を弁償すること。
- 貸出しをうけた教材を使用中の事故の責任は借受者とする。

3. 本会職員の派遣について

(1) 本会職員の派遣方法

- 職員の派遣を希望する団体または個人は、「福祉教育教材借用・講師等派遣申請書」(様式第1号)を本会に提出する。

(2) 本会職員の派遣に伴う費用

- 本会職員の講師料は無料とする。

(3) 貸出しに伴う条件

- 教材の借受者は、教材を使用した後、速やかに「福祉教育教材・講師等派遣結果報告書」(様式第2号)を本会に提出すること。

4. 社会福祉関係者の紹介について

(1) 社会福祉関係者の派遣方法

- 社会福祉関係者の派遣を希望する団体または個人は、「福祉教育教材借用・講師等派遣申請書」(様式第1号)を須坂社協に提出する。
- 借受者は、本会から社会福祉関係者を紹介された後は、直接社会福祉関係者と連絡を取り合うこと。

(2) 社会福祉関係者の派遣に伴う費用

- 社会福祉関係者の派遣に伴う費用は、借受者負担とする。